

「始良・伊佐地域振興の取組方針」に係る地域懇談会
設置要綱

(設置)

第1条 鹿児島県始良・伊佐地域の目指すべき姿や地域振興の取組方針などを示す「始良・伊佐地域振興の取組方針」(以下「取組方針」という。)を見直すに当たり、県民の意見を聴取するため「始良・伊佐地域振興の取組方針」に係る地域懇談会(以下、「懇談会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇談会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 取組方針の見直しに当たっての意見聴取
- (2) その他鹿児島県始良・伊佐地域振興局長(以下「振興局長」という。)が特に必要と認めること。

(組織)

第3条 懇談会は委員15人以内で組織する。

- 2 委員は、様々な分野で活動されている方のうち振興局長が指名し委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から懇談会が解散するときまでとする。

(懇談会)

第5条 懇談会は、振興局長が招集する。

- 2 懇談会の会議における座長は振興局長とし、議事を整理するほか、会務を総括する。
- 3 座長が不在のときは、鹿児島県始良・伊佐地域振興局総務企画部長がその職務を代行する。
- 4 懇談会には、必要に応じ関係職員を出席させ、関係事項について説明をさせ、又は意見を述べさせることができる。
- 5 振興局長が必要と認める場合は、懇談会に委員以外の者を出席させ意見を述べさせることができる。

(報償費及び旅費)

第6条 懇談及び前条第5項の規定により出席した者には、「報償費」及び「旅費」を支給することができる。

(懇談会の公開)

第7条 懇談会は公開を原則とするが、懇談会で協議の上、非公開とすることができる。

(庶務)

第8条 懇談会の庶務は、鹿児島県始良・伊佐地域振興局総務企画部総務企画課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(解散)

第10条 懇談会は、令和5年3月31日をもって解散する。

附 則

この要綱は、令和4年6月21日から施行する。

「始良・伊佐地域振興の取組方針」に係る地域懇談会委員

	分野	所属・役職	氏名
1	観光の稼ぐ力	始良・伊佐地域観光連絡協議会 会長	徳重 克彦
2		バレルバレー・プラハ&Gen 代表取締役社長	山元 紀子
3	企業の稼ぐ力	株式会社無垢 代表取締役	古川 理沙
4		株式会社九州タプチ 代表取締役社長	鶴ヶ野 未央
5	農林水産業の稼ぐ力	あいら農業協同組合 代表理事組合長	中條 秀二
6		北さつま農業協同組合 代表理事組合長	春田 和則
7		始良・伊佐地区林材協会会長 株式会社住まいず 顧問	有村 吉孝
8	地域づくり, 移住・交流	特定非営利活動法人Lかごしま	吉村 里美
9	保健・医療・福祉, 感染症対策	始良地区社会福祉協議会連絡協議会 会長	野村 治男
10		始良地区医師会長	佐藤 昭人
11	教育・文化・スポーツ	始良・伊佐地区市町教育委員会連絡協議会 会長	川畑 逸郎
12		霧島市観光協会 副会長 霧島国際音楽祭りしま友の会 会長	中堀 清哲
13	防災・減災	県建設業青年部会始良支部長	佐々木 祐輔
14	脱炭素社会, 環境・エネルギー	特定非営利活動法人くすの木自然館 代表理事	浜本 麦
15	デジタル社会等	サイバー大学 IT総合学部教授	勝 眞一郎